

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	消波ブロック被覆堤の消波ブロック大型化抑制に関する研究委託
業 務 概 要	本委託業務（以下、本業務）は、消波ブロック被覆堤における消波ブロックの質量を抑制する手法を検討するため、既往文献をもとに大型化をどの程度抑制可能か分析を行い、水理模型実験にて断面形状と所要質量の関係を確認し、消波ブロックを小型化した場合の断面検討に必要なデータの取得及び検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 仙台港湾空港技術調査事務所長 似内 敏行 国土交通省東北地方整備局仙台港湾空港技術調査事務所 宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-20
契 約 年 月 日	令和7年7月9日
契 約 業 者 名	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
契 約 業 者 の 住 所	神奈川県横須賀市長瀬三丁目 1 番 1 号
契 約 金 額	9,670,100 円(税込)
予 定 価 格	9,671,081 円(税込)
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 （ 自 ）	令和7年7月9日
履 行 期 間 （ 至 ）	令和8年3月13日
備 考	

随意契約理由書(令和7年度)

1. 件 名

消波ブロック被覆堤の消波ブロック大型化抑制に関する研究委託

2. 契約業者名

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

3. 随意契約理由

本委託業務(以下、本業務)は、消波ブロック被覆堤における消波ブロックの質量を抑制する手法を検討するため、既存の設計式や実験データなどを用いて大型化をどの程度抑制可能か分析を行い、水理模型実験を用いて大型化抑制手法の検討を行うものである。

本業務の実施機関は、港湾の施設に関する総合的かつ最新の知見を有し、さらに港湾施設の構造特性や波浪特性等を熟知し、以下の【1】及び【2】に示す要件を満たしている必要がある。

【1】技術力に関する要件

不規則波に対する消波ブロック被覆堤の消波ブロックの耐波安定性評価に関する知見を有していること。

【2】業務実績に関する要件

不規則波の反射波吸収制御と越波流量による港内外の水位変化を制御する事が可能な二股に分かれた水路を用いた水理模型実験(解析及び検討を含む)を行った研究の実績を有していること。

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所は、港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的として設置された研究機関であり、独立行政法人通則法に則って、公正かつ中立的な立場から港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行っており、港湾の施設整備に関する豊富な知見を有している。また、上記の【1】及び【2】に示す要件に記載の設備を用いた研究実績を多数有しており、先進的かつ高度な専門技術を有している。

このため、上記の【1】及び【2】に示す応募要件を満たすと認められる者がいない場合に特定公益法人等との随意契約手続きに移行することを明示して「参加意思確認書の提出を申請する公募」を行ったところ、参加意思確認書を提出する者がいなかったことから、当該研究委託を遂行することが出来る唯一の機関として選定した国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と会計法第29条の3第4項の規定に基づき、随意契約を行うものである。